

イベント

シンポジウム「新たに始まる医療事故調査制度について」

～公正な医療事故調査制度の確立のために～

医療事故の原因究明・再発防止のため、平成26年6月18日、医療事故調査制度が法制化され、平成27年10月より施行されます。同制度では、医療事故が起こった場合、医療機関が院内で事故調査を行い、その結果に納得がいかない場合等には、第三者の医療事故調査機関に調査を求めることができます。施行に先立ち、現在、省令・運用ガイドライン策定のため「診療行為に関連した死亡の調査の手法に関する研究」が行われ、「医療事故調査制度の施行に係る検討会」が開催されています。

本シンポジウムでは、厚生労働省の担当者の方より新たに始まる医療事故調査制度についてご報告いただいた後、同制度の課題に関してパネルディスカッションを行い、皆様に理解を深めていただくとともに、同制度の公正な運用につなげていきたいと考えております。是非、ご参加下さい。

日 時 2015年1月29日（木）午後6時～午後8時
場 所 弁護士会館2階クレオBC
内 容 ◆基調報告（大坪寛子医療安全推進室長、木下正一郎弁護士）
◆パネルディスカッション
パネリスト 大坪寛子氏（厚生労働省医政局総務課医療安全推進室長）
木村壮介氏（医師、一般社団法人日本医療安全調査機構事務局長）
宮澤潤（東京弁護士会）
児玉安司（第二東京弁護士会）
木下正一郎（東京弁護士会）
コーディネーター 鈴木利廣（東京弁護士会）
対 象 医療事件に関心のある会員等
主 催 東京三弁護士会医療関係事件検討協議会

（回答書）FAX返信先03-3581-3338

（担当：第二東京弁護士会人権課 東京三弁護士会医療関係事件検討協議会）

1月29日（木）上記シンポジウムに出席します。

お名前 _____（所属会 _____）（登録番号： _____）

担当委員会 東京三弁護士会医療関係事件検討協議会

問い合わせ先 第二東京弁護士会人権課 東京三弁護士会医療関係事件検討協議会担当

TEL：03-3581-2257